

令和 年度 家屋敷・事業所等課税に係る申告書

(宛先) 今治市長

令和 年 月 日提出

今治市内に家屋敷・事業所・事務所を有していますので、次のとおり申告します。

納税義務者 (建物を有する方)	住民票のある住所	〒		
	1/1現在の住所	〒		
	フリガナ		個人番号 <small>(マイナンバー)</small>	
	氏名			
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号	() -
	前年中の 合計所得金額	円 <small>※ 確定申告書の控や源泉徴収票等の写を添付</small>	本人区分	※該当するものに「○」してください。 未成年・ひとり親・寡婦・障害者
家屋敷等該当地	区分	※ 該当するものに「○」してください。 家屋敷 ・ 事業所 ・ 事務所		
	所在地	〒 今治市		
	職業		フリガナ	
			屋号等	

※ 上の「区分」(家屋敷等)に該当しない場合は、以下の番号に「○」してください。

該当しない理由 (「4」の場合は具体的理由を記入)	1 他人を居住させるための目的で建てたアパートである 2 構造上、居住の独立性がない建物である 3 個人事業者が今治市内に設けている独立した倉庫、車庫、資材置場である 4 その他 ()
-------------------------------------	--

※ 内容を確認するために、現地調査や必要書類の提出を依頼することがあります。

(注意事項)

- (1) 1月1日現在、今治市に住所を有しない方であっても、市内に家屋敷・事業所・事務所を有している場合は、市民税・県民税の均等割が課税されます。家屋敷等課税に該当する方、書類提出を依頼された方は、この申請書に記入の上、今治市市民税課に提出してください(郵送可)。
- (2) 家屋敷とは、自己又は家族居住の目的で、住所地以外の場所に設けられた独立性のある住宅で、いつでも自由に居住できる状態である建物のことをいいます。必ずしも自己所有のものとは限らず、借りていても該当します。
- (3) 事業所・事務所とは、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、事業を行うための設備があり、そこで継続して事業が行われている場所をいいます。必ずしも自己所有のものとは限らず、借りていても該当します。